

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 2-3 欄で接 続する 場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線 により伝送 を行う機能 (1.536 Mbit/sの符 号伝送が可 能なものに 限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線 ごとに 1回線 ごとに	5,381円 5,381円

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額

区 分		単 位	料 金 額		備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
(2) 2-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第	ア 光 信 号	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する	① 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	440円 101円	

料金表

第1表 接続料金

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 2-3 欄で接 続する 場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線 により伝送 を行う機能 (1.536 Mbit/sの符 号伝送が可 能なものに 限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの (イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線 ごとに 1回線 ごとに	4,164円 4,164円

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額

区 分		単 位	料 金 額		備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
(2) 2-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第	ア 光 信 号	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する	① 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	399円 93円	

6 欄イ欄に規定する機能に係る加算料	分岐端末回線に係る加算料	ものに限りません。) を利用するもの	② 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	440円	101円	_____
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	453円	104円	
			(イ)当 社の 光屋 内配 線 (主 とし て一 戸建 ての 建物 に設 置さ れる 形態 により設 置す るも のに 限り ませ ず。)を 利用 しな いも の	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線收容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	
	B 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に			446円	101円	
	C AB以外 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に			459円	104円	
	② 協定事 業者が設 置した光 信号分岐 端末回線 收容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの		1光信号 分岐端末 回線ごと に	440円	101円	
		B 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの		1光信号 分岐端末 回線ごと に	440円	101円	
		C AB以外 のもの		1光信号 分岐端末 回線ごと に	453円	104円	
	イ (略)	(略)	(略)	_____			

6 欄イ欄に規定する機能に係る加算料	分岐端末回線に係る加算料	ものに限りません。) を利用するもの	② 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	399円	93円	_____
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	411円	96円	
			(イ)当 社の 光屋 内配 線 (主 とし て一 戸建 ての 建物 に設 置さ れる 形態 により設 置す るも のに 限り ませ ず。)を 利用 しな いも の	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線收容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	
	B 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に			405円	93円	
	C AB以外 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に			417円	96円	
	② 協定事 業者が設 置した光 信号分岐 端末回線 收容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの		1光信号 分岐端末 回線ごと に	399円	93円	
		B 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの		1光信号 分岐端末 回線ごと に	399円	93円	
		C AB以外 のもの		1光信号 分岐端末 回線ごと に	411円	96円	
	イ (略)	(略)	(略)	_____			

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.17%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00082号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年4月14日から実施し、料金表の料金額（第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-1第8欄を除きます。）、別表4の違約金の額及び第2項の料金額については、平成29年4月1日に遡及して適用します。

(端末回線伝送機能に係る経過措置)

2 (略)

区分	単位	料金額	月額
			備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	21,363円
	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	34,497円
	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	40,069円
	12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	45,243円
	15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	50,815円
	18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	55,989円
	21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	61,561円
	24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	66,735円
	27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	72,307円
30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	77,481円	

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.13%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00082号）

この改正規定は、平成29年4月14日から実施し、料金表の料金額（第1表（接続料金）第1（網使用料）2-1-1-1第8欄を除きます。）、別表4の違約金の額及び第2項の料金額については、平成29年4月1日に遡及して適用します。

		33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	83,053 円	
		36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	88,227 円	
		39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	93,799 円	
		42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	98,973 円	

附 則（令和元年 6 月 25 日東相制第 18-00108 号）

この改正規定は、令和元年 6 月 25 日より実施し、料金表の料金額及び別表 4 の違約金の額は平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用します。